

平成22年6月3日

国立大学法人 奈良教育大学
学長 長友恒人 殿

監査報告書

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、国立大学法人奈良教育大学の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表即ち、貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人業務実施コスト計算書及びこれらの附属明細書並びに事業報告書及び決算報告書について監査を行った結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

監事は、当期の監査計画等に従い、財務会計の制度化及び業務運営の効率化、コンプライアンスの充実、個人情報の保護管理、公的研究費の適切な管理等、ならびに契約書の作成が適正になされているか等を重点監査項目として設定し、役員会、経営協議会、教育研究評議会、その他重要な会議に毎回出席して適切な意見を述べる他、役員（監事を除く、以下同じ）、内部の各部署等からその職務の執行状況を適宜聴取し、内部監査室と協力しながら領収書、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況、公的研究費の運営・管理状況について監査しました。さらに、会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表等及び附属明細書につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人あずさ監査法人の監査方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 事業報告書は、国立大学法人奈良教育大学の業務運営の状況を適正に示しているものと認めます。
- (3) 役員及び教職員の、職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは規定に違反する重要な事実は認められません。
- (4) 個人情報の管理、情報セキュリティについては、適切に行われています。
- (5) 入札・契約については、適切に行われています。
- (6) FDに関しては、教員の質の保証に関するシンポジウムの開催、学内での授業交換についての講演など、積極的に取り組まれています。
- (7) 附属学校園のあり方については、附属学校部運営委員会で、新たな活用方策・改善方策についての具体的な検討が行われています。共同研究の発表会も開催され、着実に成果をあげています。
- (8) 学生に対する薬物使用防止に関する啓蒙活動及び体育会・文化会活動における飲酒を伴う行事の際の注意事項等について、適切な指導がなされています。

国立大学法人奈良教育大学

監事 藤 卷 次 雄 ㊞

監事 山 田 礼 子 ㊞